

事故防止対策支援推進事業を拡大します!!
～「ITを活用した遠隔地における点呼機器」等の募集について～

国土交通省自動車局では、自動車運送事業者に対するこれまでのデジタコ及びドラレコの導入支援に加え、来年度より、新たに「過労運転防止に資する機器」についての導入を支援することを予定しております。（※1）

については、別途定める選定要領に適合する機器を「過労運転防止に資する機器」として選定しますので、対象機器の候補についての申請を募集致します。（※2）

1. 申請の対象者

過労運転防止に資する機器の製造を業としている者

2. 対象機器及び申請方法（※3）

〔対象機器〕（1）ITを活用した遠隔地における点呼機器

（2）運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

（3）休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器

（4）運行中の運行管理機器

（これらの機器は平成25年2月末時点で既に販売されているものに限ります。）

〔申請方法〕（1）受付期間：平成25年3月7日（木）～3月21日（木） 10時～17時

（選定結果は、後日、申請者へ通知します。）

（2）申請受付場所：事務局（社会システム株式会社）（※4）

（社会システム株式会社 連絡先：03-5773-0001）

（3）申請受付方法：申請受付場所への申請書類持ち込み又は郵送

3. 留意点

※1：平成25年度事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の実施は、国会での平成25年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承下さい。

※2：当該制度は、国土交通省が選定した過労運転防止に資する機器の製造を業としている者に対して導入支援を行う制度ではありません。支援の対象となるのは、過労運転防止に資する機器を導入する自動車運送事業者となります。

※3：詳細は、下記URLから「過労運転防止に資する機器に関する選定要領」をご参照下さい。URL：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/karounntenboushikiki.html>

※4：機器の選定に係る作業については、国土交通省及び事務局にて実施します。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 諸川、森

電話 代表：03-5253-8111（内線41624）

直通：03-5253-8566

FAX：03-5253-1636

※申請方法に関する問い合わせ先：社会システム(株) (03-5773-0001)